

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月27日

【四半期会計期間】 第161期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社きらやか銀行

【英訳名】 Kirayaka Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 栗野 学

【本店の所在の場所】 山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

【電話番号】 023(631)0001(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 佐藤 利

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番1号
株式会社きらやか銀行 東京支店

【電話番号】 03(3365)1131

【事務連絡者氏名】 支店長 武田 晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	7,325	16,332	13,977	15,123	30,689
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	3,079	784	3,730	7,675	1,956
連結中間純利益(は連結中間純損失)	百万円	1,209	276	4,133		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				6,397	3,514
連結純資産額	百万円	18,484	35,799	28,813	12,436	27,773
連結総資産額	百万円	645,281	1,204,256	1,163,068	600,259	1,156,285
1株当たり純資産額	円	290.50	448.80	277.10	190.00	267.01
1株当たり中間純利益 金額(は1株当たり 中間純損失金額)	円	19.01	4.57	40.00		
1株当たり当期純利益 金額(は1株当たり 当期純損失金額)	円				100.53	55.14
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	2.80	2.95	2.46	2.01	2.38
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.99	8.10	7.17	6.04	6.89
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,943	41,285	18,634	32,686	46,525
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,158	23,133	8,336	1,197	17,001
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	159	6,521		399	5,783
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	20,635	29,517	39,970	54,494	29,672
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	617 [211]	1,295 [334]	1,042 [292]	601 [211]	1,126 [328]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成18年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成19年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、純損失が計上されているので記載しておりません。
5. 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 平成18年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 平成19年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、純損失が計上されているので記載しておりません。
8. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
9. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
10. 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第159期中	第160期中	第161期中	第159期	第160期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	7,265	16,266	13,877	15,048	30,588
経常利益 (は経常損失)	百万円	2,903	530	3,780	7,504	2,043
中間純利益(は中間純 損失)	百万円	1,038	341	4,174		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				6,246	3,640
資本金	百万円	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
発行済株式総数	千株	63,628	70,628	103,333	63,628	103,333
純資産額	百万円	18,368	35,786	28,749	12,326	27,743
総資産額	百万円	644,636	1,203,996	1,162,752	599,785	1,155,965
預金残高	百万円	599,176	1,127,029	1,093,666	569,898	1,087,678
貸出金残高	百万円	472,914	860,897	844,495	438,892	852,261
有価証券残高	百万円	100,443	229,476	228,101	96,468	219,441
1株当たり配当額	円	3.75	7.50		6.25	15.00
自己資本比率	%	2.84	2.97	2.47	2.05	2.40
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.97	8.11	7.19	6.17	6.94
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	585 [209]	1,215 [299]	972 [282]	569 [209]	1,040 [294]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 平成18年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成19年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 平成20年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成19年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成20年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,042 [292]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員429人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	972 [282]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員390人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当行は、平成20年6月6日開催の取締役会において、監督官庁の認可を前提として、当行と親会社である株式会社きらやかホールディングスが合併し当行を存続会社とすることを承認決議し、合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社きらやかホールディングスは、平成17年10月、株式会社殖産銀行および株式会社山形しあわせ銀行により、株式移転の方式をもって設立されました。以後、株式会社きらやかホールディングスは、持株会社としてきらやかフィナンシャルグループを形成、銀行・カード・リース各子会社の経営統合の推進、統合効果の早期実現及びグループガバナンス機能の強化などを推進してまいりましたが、平成19年5月に株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行の合併により当行を設立、その後の業務運営も順調であることから、その役割は所期の目的を達成できたと判断しております。

そのような中、きらやかフィナンシャルグループの更なる経営の迅速化と効率化のため、今後はグループの中核業務を担う当行を中心とした体制へ再編する目的をもって、当行と株式会社きらやかホールディングスは合併いたしました。

合併後は新体制のもと、きらやかフィナンシャルグループの経営計画の達成をより確実なものとし、グループ企業価値の最大化をめざしてまいります。

(2) 合併する相手会社の名称

商号	株式会社きらやかホールディングス
----	------------------

(3) 合併の方法、合併後の会社の名称

合併の方法	当行を存続会社とする吸収合併とし、株式会社きらやかホールディングスは消滅いたしました。
合併後の会社の名称	株式会社きらやか銀行

(4) 合併に係る割当ての内容

会社名	株式会社きらやか銀行	株式会社きらやかホールディングス
合併比率	1	1

(5) 相手会社の主な事業の内容、規模

(平成20年9月30日現在)

事業内容	銀行等子会社の経営管理等
本社所在地	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
設立年月日	平成17年10月3日
代表者	代表取締役社長 栗野 学
資本金	100億円
発行済株式数	136,982千株
純資産	562億円
総資産	687億円
決算日	3月31日
株主構成	きらやか銀行持株会 (2.81%) 株式会社みずほコーポレート銀行 (2.76%) 日本トラスティサービス信託銀行株式会社 (2.35%)

(6) 合併の期日

平成20年10月1日

(7) その他重要な事項

株式会社きらやかホールディングスは平成20年9月25日に上場廃止となりましたが、存続会社である当行が平成20年10月1日に株式会社東京証券取引所第二部へ上場いたしました。

(8) 当行システム子会社の共同運営に関する株式譲渡契約書の締結

当行と富士通株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：黒川博昭、以下、「富士通」といいます）は、当行の100%子会社であります株式会社エス・ワイコンピューターサービス（本社：山形県山形市、代表取締役社長：樋口敏夫、以下「SYC」といいます）の共同運営について、平成20年2月1日に基本合意し、平成20年3月31日に同社の株式（議決権割合の51%分）を富士通株式会社へ譲渡する株式譲渡契約書を締結いたしました。これにより、SYCに対する当行の議決権所有割合は20%超となり、同社は当行の持分法適用関連会社となりました。

当行は、今回の共同運営により、高度化する今後の金融システムに対応する人材育成への効果を期待するとともに、SYCから情報システムを中心とするシステムの保守、運用業務のアウトソーシングサービスの提供を受けることにより、システムの安全性・信頼性の向上、システム運用コストの低減を進めてまいります。

また、富士通は、SYCの株式51%を取得し、当行とともに金融業務に精通したSYCの人材を活用しながら、金融向けアプリケーション開発とアウトソーシングサービスを行う情報システム会社としてSYCの運営を行っていきます。

さらに、当行と富士通は今後、金融業界特有の高度なシステム運用と激変する市場環境にスピーディに対応できる金融業務のノウハウをもつスペシャリストを共同で育成し、金融分野向けS Eの人材供給の一翼を担うことにより、ビジネスの拡大を図っていく予定です。

なお、平成20年4月1日に、S Y Cは商号を株式会社富士通山形インフォテクノに変更いたしました。

会社概要（平成20年4月1日現在）

商号：株式会社富士通山形インフォテクノ

（英文呼称：Fujitsu Yamagata Information Technology Limited）

本社所在地：山形県山形市木の実町8 - 3

代表者：代表取締役社長 澄田 順功

事業内容：山形県山形市木の実町8 - 3

本社所在地：地域金融機関向けの情報系システムのトータルアウトソーシング

A T Mトータルアウトソーシング

金融業務のビジネスプロセスアウトソーシング

（ファームバンキング、インターネットバンキングなど）

金融機関向けアプリケーション開発

資本金：60百万円

株主構成：富士通51% きらやか銀行49%

従業員数：30名

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

総資産につきましては、貸出金は減少いたしました。有価証券等が増加いたしました結果、1兆1,630億68百万円となりました。主な内訳としましては、貸出金が8,442億83百万円、有価証券が2,286億30百万円となりました。負債につきましては、預金等が増加いたしました結果、1兆1,342億54百万円となりました。主な内訳としましては、預金・譲渡性預金が1兆982億2百万円となりました。純資産につきましては、288億13百万円となりました。

(2) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間の損益は以下のとおりとなりました。

連結経常収益

連結経常収益は、70億74百万円となりました。内訳としましては、貸出金利息等の資金運用収益が60億10百万円、役務取引等収益が9億87百万円となりました。

連結経常費用

連結経常費用は、113億53百万円となりました。内訳としましては、預金利息等の資金調達費用が10億33百万円、役務取引等費用が4億28百万円、営業経費が43億81百万円、貸倒引当金繰入額や株式等償却のその他経常費用が53億21百万円となりました。

連結経常利益及び連結四半期純利益

当会計期間におきましては、貸出金資産の健全化に伴う貸倒引当金の計上や、株式相場下落による株式等償却費用の増加から、連結経常利益は、42億79百万円の損失となりました。また、連結四半期純利益は、44億36百万円の損失となりました。

(3) 連結自己資本比率(国内基準)

当第2四半期連結会計期間末の連結自己資本比率(国内基準)は、7.17%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、営業活動により増加したキャッシュ・フローが投資活動により支出したキャッシュ・フローを上回り、399億70百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、41億54百万円減少となりました。これは主に、預金の減少による支出が、コールローン等の減少により増加した資金を上回ったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、175億18百万円の増加となりました。これは主に、有価証券の売却及び償還による収入が、有価証券の取得による支出を上回ったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による収入及び支出したキャッシュ・フローはありませんでした。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行では、合併による統合効果の創出を図るために、新銀行のビジネスモデルを創り上げていくことが重要な経営課題であると考えております。当行では平成19年度～21年度の第一次中期経営計画として『心の通うベストコンサルティングバンク～革新と創造～』を策定し、遂行しております。本中期経営計画は、私たちの目指す姿としている「心の通うベストコンサルティングバンク」を実践し、お客様・地域・株主の皆様から揺ぎない信頼を獲得していくための第一ステップとして位置付け、様々な改革に挑戦していくものです。本中期経営計画の確実な実行により、地域経済において存在感のある金融グループとなり、お客様からの信頼感を高めていくことが当行の課題であります。

第一次中期経営計画の概要

<基本方針>

お客様の視点に立ち、業務・サービスを改革
高付加価値業務・サービスを強化し収益力を増強
経営資源を「最も効率的に」「最も効果的に」再配分
経営管理の高度化による信頼性の向上

<目指す姿>

中小企業・個人のお客様から最も身近に相談される銀行
お客様が真に望まれる高度で先進的なご提案ができる銀行
高い収益力と安定した経営基盤を持つ銀行

<経営指標> (平成22年3月期目標値)

コア業務純益	60億円
当期純利益	30億円
自己資本比率	9.50%以上

(6) 研究開発活動

該当する事項はありません。

国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は48億97百万円、役務取引等収支は7億70百万円、その他業務収支は1億49百万円となりました。また、国際業務部門は、資金運用収支が82百万円、役務取引等収支が2百万円、その他業務収支が4百万円となりました。

この結果、連結会社間の取引及びその他連結上の調整を相殺消去した合計では、資金運用収支が49億76百万円、役務取引等収支が5億59百万円、その他業務収支が1億44百万円となり、収支合算では53億90百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	4,897	82	3	4,976
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	5,907	134	31	6,010
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,010	52	28	1,033
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	770	2	213	559
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,197	3	213	987
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	426	1	0	428
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	149	4		144
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	38	4		43
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	188			188

- (注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建取引、「国際業務部門」とは国内店の外貨建取引であります。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額は、連結会社間の取引及びその他連結上の調整であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は11億97百万円となりました。その主な内訳は預金・貸出業務4億97百万円、為替業務2億66百万円、証券関連業務1億52百万円、保護預り業務17百万円であります。

役務取引等費用は、4億26百万円となりました。その主な内訳は為替業務97百万円、保証業務1億37百万円、団信保険業務1億84百万円であります。

国際業務部門の役務取引等収益は3百万円、役務取引等費用は1百万円となりました。

この結果、連結会社間の取引及びその他連結上の調整を相殺消去した合計では、役務取引等収益は9億87百万円、役務取引等費用は4億28百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	1,197	3	213	987
うち預金・貸出業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	497			497
うち為替業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	266	2		269
うち証券関連業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	152			152
うち代理業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	17			17
うち保護預り・ 貸金庫業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	0			0
うち保証業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	17	0		18
役務取引等費用	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	426	1	0	428
うち為替業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	97	1		98
うち保証業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	137			137
うち団信保険業務	前第2四半期 連結 会計期間				
	当第2四半期 連結会計期間	184			184

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であり、「国際業務部門」とは国内店の外貨建取引であります。
2. 相殺消去額は、連結会社間の取引及びその他連結上の調整であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	1,126,865	164	165	1,126,863
	平成20年9月30日	1,093,400	266	163	1,093,502
うち流動性預金	平成19年9月30日	409,768		165	409,603
	平成20年9月30日	392,643		163	392,479
うち定期性預金	平成19年9月30日	712,160			712,160
	平成20年9月30日	690,748			690,748
うちその他	平成19年9月30日	4,936	164		5,100
	平成20年9月30日	10,008	266		10,274
譲渡性預金	平成19年9月30日	3,000			3,000
	平成20年9月30日	4,700			4,700
総合計	平成19年9月30日	1,129,865	164	165	1,129,863
	平成20年9月30日	1,098,100	266	163	1,098,202

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建取引、「国際業務部門」とは国内店の外貨建取引であります。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 相殺消去額は、連結会社間の取引及びその他連結上の調整であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	860,211	100.00	844,283	100.00
製造業	100,282	11.66	95,586	11.32
農業	4,957	0.58	4,193	0.50
林業	61	0.01	51	0.01
漁業	72	0.01	60	0.01
鉱業	1,259	0.15	1,151	0.14
建設業	72,493	8.43	70,617	8.36
電気・ガス・熱供給・水道業	1,177	0.14	749	0.09
情報通信業	3,068	0.35	1,484	0.17
運輸業	14,618	1.70	15,581	1.85
卸売・小売業	88,084	10.23	87,577	10.36
金融・保険業	19,713	2.29	23,934	2.83
不動産業	67,212	7.81	66,211	7.84
各種サービス業	147,185	17.11	138,394	16.39
地方公共団体	43,338	5.04	42,834	5.07
その他	296,685	34.49	295,854	35.06
国際業務部門				
政府等 金融機関 その他				
合計	860,211		844,283	

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建取引、「国際業務部門」とは国内店の外貨建取引であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	10,287	10,613	326
経費(除く臨時処理分)	8,644	8,309	335
人件費	3,790	3,521	269
物件費	4,333	4,345	12
税金	520	442	78
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,642	2,303	661
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,642	2,303	661
一般貸倒引当金繰入額	639	633	6
業務純益	2,282	2,937	655
うち債券関係損益	83	232	315
臨時損益	1,752	6,717	4,965
株式関係損益	26	1,186	1,212
不良債権処理損失	1,296	4,783	3,487
貸出金償却	163	466	303
個別貸倒引当金繰入額	1,129	4,317	3,188
その他の債権売却損等	2		2
その他臨時損益	482	746	264
経常利益	530	3,780	4,310
特別損益	950	379	571
うち固定資産処分損益	45	37	8
税引前中間純利益	419	4,159	3,740
法人税、住民税及び事業税	19	30	11
法人税等調整額	98	15	83
中間純利益	341	4,174	3,833

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.06	2.08	0.02
(イ) 貸出金利回	2.47	2.46	0.01
(ロ) 有価証券利回	0.90	0.99	0.09
(2) 資金調達原価	1.95	1.83	0.12
(イ) 預金等利回	0.27	0.33	0.06
(ロ) 外部負債利回	2.57	2.57	
(3) 総資金利鞘	0.11	0.25	0.14

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	13.62	16.26	2.64
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	13.62	16.26	2.64
業務純益ベース	18.92	20.73	1.81
中間純利益ベース	2.82	29.47	26.65

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,127,029	1,093,666	33,363
預金(平残)	1,017,149	1,096,018	78,869
貸出金(未残)	860,897	844,495	16,402
貸出金(平残)	768,201	845,487	77,286

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	856,620	845,477	11,143
法人	225,811	217,396	8,415
合計	1,082,431	1,062,874	19,557

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	237,767	240,360	2,593
住宅ローン残高	220,044	223,203	3,158
その他ローン残高	17,722	17,157	565

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	756,362	728,000	28,362
総貸出金残高	百万円	860,897	844,495	16,402
中小企業等貸出金比率	/ %	87.85	86.20	1.65
中小企業等貸出先件数	件	89,095	84,402	4,693
総貸出先件数	件	89,226	84,583	4,643
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.85	99.78	0.07

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1	2	1	4
信用状	11	45	5	58
保証	3,183	11,538	2,940	11,195
計	3,195	11,586	2,946	11,258

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,700	7,700	
	うち非累積的永久優先株			
	新株式申込証拠金			
	資本剰余金	21,165	22,165	
	利益剰余金	10,657	2,823	
	自己株式()			
	自己株式申込証拠金			
	社外流出予定額()	736		
	その他有価証券の評価差損()	8,494	7,332	
	為替換算調整勘定			
	新株予約権			
	連結子法人等の少数株主持分	228		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
	営業権相当額()			
	のれん相当額()			
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()			
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()			
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額()			
	計 (A)	30,520	24,355	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,513	3,289	
	一般貸倒引当金	3,847	3,785	
	負債性資本調達手段等	12,000	12,000	
	うち永久劣後債務(注2)			
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	12,000	12,000	
計	19,360	19,074		
うち自己資本への算入額	(B)	19,360	19,074	
控除項目	控除項目(注4)	(C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	49,880	43,430
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	558,424	550,908	
	オフ・バランス取引等項目	9,507	9,799	
	信用リスク・アセットの額	(E)	567,932	560,708
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	47,619	44,992
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	3,809	3,599
	計((E) + (F))	(H)	615,551	605,701
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		8.10	7.17	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		4.95	4.02	

- (注) 1 . 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 . 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 . 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 . 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,700	7,700
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	5,641	5,641
	その他資本剰余金	15,524	15,524
	利益準備金	2,058	2,058
	その他利益剰余金	8,823	887
	その他		
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	736	
	その他有価証券の評価差損()	8,503	7,340
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	30,507	24,471
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,513	3,289
	一般貸倒引当金	3,838	3,781
	負債性資本調達手段等	12,000	12,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	12,000	12,000
計	19,351	19,070	
うち自己資本への算入額 (B)	19,351	19,070	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	49,859	43,542	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	558,049	550,659
	オフ・バランス取引等項目	9,507	9,799
	信用リスク・アセットの額 (E)	567,556	560,459
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	46,573	44,581
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,725	3,566
	計((E)+(F)) (H)	614,130	605,041
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%)	8.11	7.19	
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100(%)	4.96	4.04	

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,536	12,607
危険債権	46,827	46,327
要管理債権	15,285	13,456
正常債権	802,016	783,711

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		東根SC	山形県東根市	ATMブース		5	平成20年8月
		名取ローンステーション	宮城県名取市	店舗		152	平成20年9月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払額			
当行		長崎支店	山形県東 村山郡中 山町	改築	内装工事	7	—	自己資金	平成20年10 月	平成20年10 月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	193,000,000
第 種優先株式	7,000,000
計	200,000,000

(注) 1. 平成20年8月25日開催の臨時株主総会の決議により、平成20年10月1日付で発行可能株式総数における普通株式の発行可能株式総数を243,000,000株としました。

2. 平成20年8月25日開催の臨時株主総会の決議により、平成20年10月1日付で第 種優先株式7,000,000株を発行しました。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	103,333,048	129,714,282	東京証券取引所 市場第二部	(注) 4
第 種優先株式		7,000,000		(注) 5
計	103,333,048	136,714,282		

(注) 1. 当行は平成20年10月1日付で(株)きらやかホールディングスを吸収合併し、同日付で東京証券取引所市場第二部に上場しました。

2. 発行済株式の普通株式の増加は、上記合併によるものです。

3. 発行済株式の第 種優先株式の増加は、上記合併によるものです。

4. 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

5. 第 種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 優先配当金

当行は、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当行の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、以下に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。)を行う。但し、当該事業年度において下記第4項に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

優先配当金

本優先株式1株につき、年35円とする。但し、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき、年17円50銭とする。

非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 優先中間配当金

当行は、定款第49条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき金銭により1,000円を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。但し、優先株主は、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会又は取締役会に提出されないときは、その株主総会又は取締役会から、議案が定時株主総会又は取締役会において否決されたときはその株主総会又は取締役会から、優先配当金の全額を受ける旨の定時株主総会決議又は取締役会決議がある時まで、議決権を有する。

(5) 取得請求権（転換請求権）

優先株主は、当行に対して、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当行が本優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める算定方法に従って算出される数の普通株式を交付することを請求することができる。

本優先株式の取得を請求することができる期間

平成20年10月1日から平成29年9月9日までとする。

本優先株式を取得するのと引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

イ．本優先株式を取得するのと引換えに交付する株式の種類

当行の普通株式

ロ．本優先株式を取得するのと引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、次の算出式により算出される最大整数とする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金額の総額}}{\text{交付価額}}$

取得と引換えに交付すべき株式数の算出にあたっては、1株に満たない端数を生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項各号に定める金銭の交付は行わない。

交付価額

イ．当初交付価額

当初交付価額は、本合併効力発生日の前日において有効な第 種優先株式の交付価額と同額とする。

ロ．交付価額の修正

交付価額は、平成20年12月10日以降の毎年12月10日、3月10日、6月10日、及び9月10日（但し、当該各々の日が、株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下同じ。）がない場合には、当該各々の日の直後の当該終値のある日）（以下各々の日を「修正日」という。）に、当該修正日における修正基準価額が当該修正日に有効な交付価額を下回る場合には、当該修正基準価額に修正される。

但し、当該修正基準価額が164円（但し、下記八の調整を受ける。以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。

「修正日」における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ75取引日目に始まる60取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、平成20年12月10日の修正日における修正基準価額については、当該60取引日のうち本合併効力発生日の前日までの期間については、株式会社東京証券取引所におけるきらやかホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値及び当該60取引日のうち本合併効力発生日以降の期間については、株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

八．交付価額の調整

- (a) 当行は、本優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（下限交付価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引にかかる基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「新発行・処分普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当行の有する普通株式に係り増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の有する普通株式に係り減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当行の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使による場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当行普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当行の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の交付価額は、交付される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。以下同じ。）（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の交付価額で取得され又は当初の行使価額で行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当該募集において普通株主に割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている権利（証券）又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (i) 普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- () 上記(iii)における対価とは、当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の発行に際して払込みがなされた額(上記(iii)における新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (C)(i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日(但し、(b)(i)若しくは(iii)の株式、新株予約権又は証券(権利)の発行の場合において、各発行にかかる有利な金額又は条件につき、株主総会の承認を必要とする場合には、当該株主総会の議案の付議に関する取締役会決議があった日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、当該30取引日のうち本合併効力発生日の前日までの期間については、株式会社東京証券取引所におけるきらやかホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値、及び、当該30取引日のうち本合併効力発生日以降の期間については、株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値、の平均値(終値のない日数を除く、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な交付価額の調整を行う。
- (i) 合併、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合には、交付価額の調整は行わないものとする。但し、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 二．取得請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ホ．取得請求の効力は、取得請求書及び本優先株式の株券が上記二に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。
- (6) 一斉取得
当行は、前項の取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかった本優先株式を、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって取得するものとし、当行はかかる本優先株式を取得するのと引換えに、かかる本優先株式の株式数に1,000円を乗じた金額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を各優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該本優先株式の株式数に1,000円を乗じた金額を当該下限交付価額で除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。
- (7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当行は、法令に別段の定める場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (8) その他
上記各項については、各種法令に基づく届出、許認可の効力発生その他の必要手続が完了されること及び平成20年8月25日開催予定のきらやかホールディングスの臨時株主総会、種類株主総会及び当行の臨時株主総会において必要な議案が承認可決されることを条件とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		103,333		7,700,000		5,641,423

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社きらやかホールディングス	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	103,333	100.00
計		103,333	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 103,333,000	103,333	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 48		
発行済株式総数	103,333,048		
総株主の議決権		103,333	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当行の株式は金融商品取引所に上場していないため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

有価証券届出書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	31,880	41,618	31,625
コールローン及び買入手形	50,800	20,000	24,000
商品有価証券	15	218	218
金銭の信託	98	-	94
有価証券	8, 14 230,017	1, 8, 14 228,630	1, 8, 14 219,978
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 860,211	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 844,283	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 852,039
外国為替	6 507	6 718	6 465
その他資産	8 8,571	8 12,436	8 9,331
有形固定資産	10, 11, 12 21,120	10, 11 19,790	10, 11, 12 20,539
無形固定資産	3,485	3,049	3,371
繰延税金資産	5,594	4,951	5,114
支払承諾見返	11,586	11,258	11,044
貸倒引当金	19,616	23,878	21,518
投資損失引当金	15	9	20
資産の部合計	1,204,256	1,163,068	1,156,285
負債の部			
預金	8 1,126,863	8 1,093,502	8 1,087,543
譲渡性預金	3,000	4,700	2,200
コールマネー及び売渡手形	1,962	103	1,102
借入金	13 12,000	13 12,000	13 12,000
外国為替	20	21	33
その他負債	5,771	5,143	5,721
退職給付引当金	498	3,707	4,730
役員退職慰労引当金	263	239	289
睡眠預金払戻損失引当金	3,192	513	597
繰延税金負債	31	15	23
再評価に係る繰延税金負債	10 3,261	10 3,037	10 3,212
負ののれん	5	11	12
支払承諾	11,586	11,258	11,044
負債の部合計	1,168,456	1,134,254	1,128,511
純資産の部			
資本金	7,700	7,700	7,700
資本剰余金	21,165	21,165	21,165
利益剰余金	10,657	2,823	6,698
株主資本合計	39,523	31,688	35,564
その他有価証券評価差額金	8,494	7,332	12,486
繰延ヘッジ損益	3	6	16
土地再評価差額金	10 4,545	10 4,272	10 4,530
評価・換算差額等合計	3,952	3,054	7,972
少数株主持分	228	179	181
純資産の部合計	35,799	28,813	27,773
負債及び純資産の部合計	1,204,256	1,163,068	1,156,285

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	16,332	13,977	30,689
資金運用収益	10,841	11,951	22,792
(うち貸出金利息)	9,546	10,462	20,195
(うち有価証券利息配当金)	1,152	1,384	2,356
役務取引等収益	1,935	1,804	3,992
その他業務収益	113	104	285
その他経常収益	3,441	117	3,618
経常費用	15,544	17,707	32,646
資金調達費用	1,737	2,050	3,728
(うち預金利息)	1,396	1,818	3,108
役務取引等費用	803	843	1,392
その他業務費用	29	284	261
営業経費	9,131	8,887	19,440
その他経常費用	3,843	5,641	7,822
経常利益又は経常損失()	787	3,730	1,956
特別利益	354	93	543
固定資産処分益	14	0	36
償却債権取立益	108	76	299
その他の特別利益	231	16	207
特別損失	1,479	472	1,715
固定資産処分損	333	37	375
過年度減損損失	-	427	-
減損損失	480	6	674
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	655	-	655
その他の特別損失	9	0	9
税金等調整前中間純損失()	337	4,109	3,128
法人税、住民税及び事業税	20	30	33
法人税等調整額	91	11	339
法人税等合計		18	
少数株主利益	9	5	13
中間純損失()	276	4,133	3,514

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	7,700	7,700	7,700
当中間期変動額			
優先株式発行	3,500	-	3,500
資本金から剰余金への振替	3,500	-	3,500
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	7,700	7,700	7,700
資本剰余金			
前期末残高	5,641	21,165	5,641
当中間期変動額			
優先株式発行	3,500	-	3,500
資本金から剰余金への振替	3,500	-	3,500
合併による増加	8,524	-	8,524
当中間期変動額合計	15,524	-	15,524
当中間期末残高	21,165	21,165	21,165
利益剰余金			
前期末残高	1,171	6,698	1,171
当中間期変動額			
合併による増加	10,267	-	10,267
剰余金の配当	477	-	1,213
中間純損失()	276	4,133	3,514
土地再評価差額金の取崩	27	258	12
当中間期変動額合計	9,485	3,875	5,526
当中間期末残高	10,657	2,823	6,698
株主資本合計			
前期末残高	14,513	35,564	14,513
当中間期変動額			
優先株式発行	7,000	-	7,000
資本金から剰余金への振替	-	-	-
合併による増加	18,791	-	18,791
剰余金の配当	477	-	1,213
中間純損失()	276	4,133	3,514
土地再評価差額金の取崩	27	258	12
当中間期変動額合計	25,009	3,875	21,050
当中間期末残高	39,523	31,688	35,564

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,982	12,486	3,982
当中間期変動額			
合併による増加	3,265	-	3,265
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,246	5,153	5,238
当中間期変動額合計	4,512	5,153	8,504
当中間期末残高	8,494	7,332	12,486
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	-	16	-
当中間期変動額			
合併による増加	0	-	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3	22	16
当中間期変動額合計	3	22	16
当中間期末残高	3	6	16
土地再評価差額金			
前期末残高	1,558	4,530	1,558
当中間期変動額			
合併による増加	2,981	-	2,981
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5	258	10
当中間期変動額合計	2,987	258	2,971
当中間期末残高	4,545	4,272	4,530
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,423	7,972	2,423
当中間期変動額			
合併による増加	283	-	283
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,245	4,917	5,265
当中間期変動額合計	1,529	4,917	5,549
当中間期末残高	3,952	3,054	7,972
少数株主持分			
前期末残高	346	181	346
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	118	2	164
当中間期変動額合計	118	2	164
当中間期末残高	228	179	181

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	12,436	27,773	12,436
当中間期変動額			
優先株式発行	7,000	-	7,000
合併による増加	18,507	-	18,508
剰余金の配当	477	-	1,213
中間純損失()	276	4,133	3,514
土地再評価差額金の取崩	27	258	12
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,363	4,915	5,430
当中間期変動額合計	23,362	1,040	15,336
当中間期末残高	35,799	28,813	27,773

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純損失()	337	4,109	3,128
減価償却費	707	763	1,519
減損損失	480	434	674
のれん償却額	0	1	1
持分法による投資損益(は益)	4	29	8
貸倒引当金の増減()	1,574	2,360	327
投資損失引当金の増減額(は減少)	10	10	15
賞与引当金の増減額(は減少)	6	-	6
退職給付引当金の増減額(は減少)	25	882	4,206
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	162	50	137
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	3,192	83	597
前払年金費用の増減額(は増加)	51	-	4,074
資金運用収益	10,841	12,113	22,792
資金調達費用	1,737	2,050	3,728
有価証券関係損益()	180	1,269	804
金銭の信託の運用損益(は運用益)	0	94	5
為替差損益(は益)	287	73	1,102
固定資産処分損益(は益)	319	37	339
貸出金の純増()減	2,497	7,769	5,689
預金の純増減()	13,183	5,959	52,504
譲渡性預金の純増減()	1,900	2,500	1,100
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	527	-	527
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	5,237	304	5,646
コールローン等の純増()減	35,800	4,000	9,000
コールマネー等の純増減()	75	998	935
外国為替(資産)の純増()減	336	252	377
外国為替(負債)の純増減()	18	11	32
資金運用による収入	10,881	11,621	23,402
資金調達による支出	1,287	1,643	2,936
その他	231	927	45
小計	41,215	18,959	46,437
法人税等の支払額	69	57	88
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,285	18,901	46,525
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	63,008	67,650	137,593
有価証券の売却による収入	39,848	40,064	110,769
有価証券の償還による収入	515	19,148	10,657
有形固定資産の取得による支出	427	92	643
有形固定資産の売却による収入	275	16	439
無形固定資産の取得による支出	338	179	637
無形固定資産の売却による収入	2	88	7
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,133	8,603	17,001
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	7,000	-	7,000
配当金の支払額	478	-	1,216
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,521	-	5,783
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	57,897	10,298	57,742
現金及び現金同等物の期首残高	54,494	29,672	54,494
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	32,920	-	32,920
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 29,517	1 39,970	1 29,672

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 3社 会社名 ・山形ビジネスサービス株式会社 ・きらやかキャピタル株式会社 ・株式会社エス・ワイコン ンピューターサービス 山形ビジネスサービス株式会社は、平成19年5月7日に殖銀ビジネスサービス株式会社と合併したことにより、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 殖銀キャピタル株式会社は、平成19年5月7日商号をきらやかキャピタル株式会社に変更しました。 なお、前連結会計年度末で、株式会社山形しあわせ銀行の持分法適用関連会社でありました株式会社エス・ワイコン ンピューターサービスは、平成19年4月27日に株式会社山形しあわせ銀行(現：当行)が100%子会社化したことにより、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 2社 主要な会社名 ・山形ビジネスサービス株式会社 ・きらやかキャピタル株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 2社 ・山形ビジネスサービス株式会社 山形ビジネスサービス株式会社は、平成19年5月7日に殖銀ビジネスサービス株式会社と合併したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 ・きらやかキャピタル株式会社 殖銀キャピタル株式会社は、平成19年5月7日商号をきらやかキャピタル株式会社に変更しました。 なお、当行と株式会社山形しあわせ銀行の合併により、株式会社山形しあわせ銀行の子会社であった株式会社エス・ワイコン ンピューターサービスを当連結会計年度から連結の範囲に含めましたが、所有株式売却に伴い、当連結会計年度末では連結の範囲から除外し持分法適用関連会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 ・株式会社東北バンキングシステムズ なお、前連結会計年度末で、株式会社山形しあわせ銀行の持分法適用関連会社でありました株式会社エス・ワイコン ンピューターサービスは、平成19年4月27日に株式会社山形しあわせ銀行(現：当行)が100%子会社化したことにより、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 ・株式会社東北バンキングシステムズ ・株式会社富士通山形インフォテクノ なお、前連結会計年度末に持分法適用関連会社といたしました株式会社エス・ワイコン ンピューターサービスは、平成20年4月1日に商号を変更し、株式会社富士通山形インフォテクノとなりました。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 ・株式会社東北バンキングシステムズ 株式会社エス・ワイコン ンピューターサービス 当行と株式会社山形しあわせ銀行の合併により、株式会社山形しあわせ銀行の子会社であった株式会社エス・ワイコン ンピューターサービスを当連結会計年度から連結の範囲に含めましたが、所有株式売却に伴い、当連結会計年度末では連結の範囲から除外し持分法適用関連会社としております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会 社 0社	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会 社 0社	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会 社 0社
3. 連結子会社の(中 間)決算日等に関する 事項	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 3社	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 2社	同左
4. 会計処理基準に関 する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 商品有価証券の評価は、 時価法(売却原価は移動 平均法により算定)によ り行っております。 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に ついては移動平均法に よる償却原価法(定額 法)、その他有価証券の うち時価のあるものに ついては、中間連結決 算日の市場価格等に基づ く時価法(売却原価 は移動平均法により算 定)、時価のないものに ついては、移動平均法 による原価法又は償却 原価法により行っており ます。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法によ り処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に ついては移動平均法に よる償却原価法(定額 法)、その他有価証券の うち時価のあるものに ついては、中間連結決 算日の市場価格等に基づ く時価法(売却原価 は移動平均法により算 定)、時価のないものに ついては、移動平均法 による原価法又は償却 原価法により行っており ます。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法によ り処理しております。 (追加情報) 売手と買手の希望す る価格差が著しく大き い変動利付国債につい ては、市場価格を時価 とみなせない状況であ ると判断し、経営者の 合理的な見積もりに基 づく合理的に算定され た価額を時価としてお ります。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に ついては移動平均法に よる償却原価法(定額 法)、その他有価証券の うち時価のあるものに ついては、連結決算日 の市場価格等に基づく 時価法(売却原価は移 動平均法により算定)、 時価のないものについ ては移動平均法による 原価法又は償却原価法 により行っておりま す。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法によ り処理しております。

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(口)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,760百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,760百万円増加しております。 (口) 同左	(口) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：3年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：3年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：3年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ23百万

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少し、税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ8百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は、従来の方法によった場合に比べ23百万円減少し、税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ23百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産</p>	<p>円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ45百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
		<p>は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査して</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査して</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査して</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,016百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,292百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>おり、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,597百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、支給見込額が0であるため計上しておりません。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、支給見込額が0であるため計上しておりません。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上して</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理又は発生連結会計年度において全額費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年から13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(代行返上後3,518百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>		<p>おります。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理又は発生連結会計年度において全額費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年から13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(代行返上後3,518百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(9)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>また、当行は、役員退職慰労引当金の内規を変更したため、戻入額56百万円を特別利益に計上しております。</p>	<p>(9)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、当行は、役員退職慰労引当金の内規を変更したため、戻入額56百万円を特別利益に計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>また、睡眠預金に係る利益計上は、従来、中間連結会計期間末日に時効が到来した預金残高から、下期における払戻額を除いた差額を下期にその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、睡眠預金払戻損失引当金の計上に伴い、下期における払戻額を含む払戻損失見込額をその他経常費用に計上することになったことにより、当中間連結会計期間から中間連結会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法に変更しております。</p>	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、睡眠預金払戻損失引当金は、中間連結会計期間末日に時効が到来した預金残高に対応する払戻損失見込額を計上する方法により、睡眠預金に係る利益計上は、中間連結会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、当中間連結会計期間末日までに睡眠預金の払戻実績データの収集に係るシステム対応が完了し、預金者への確認手続を経た時効到来預金に対応する払戻実績を合理的に算定することが可能となったことから、当中間連結会計期間より、預金者への確認手続を経た時効到来預金を利益計上する方法に変更するとともに、これに対応する払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金に計上する方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常収益が3,461百万円減少し、経常費用が2,975百万円減少し、経常損失が486百万円増加しております。</p>	<p>(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当連結会計年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>また、睡眠預金に係る利益計上は、従来、中間連結会計期間末日に時効が到来した預金残高から、下期における払戻額を除いた差額を下期にその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、睡眠預金払戻損失引当金の計上に伴い、下期における払戻額を含む払戻損失見込額をその他経常費用に計上することになったことにより、当連結会計年度から中間連結会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法に変更しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	これらにより、従来の方法に比べ経常収益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加し、経常損失が415百万円減少しております。 また、特別損失が655百万円増加し、税金等調整前中間純損失は、240百万円増加しております。		これらにより、従来の方法に比べ経常収益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加し、経常損失が415百万円減少しております。 また、特別損失が655百万円増加し、税金等調整前当期純損失は240百万円増加しております。
	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(12)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 当行並びに連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジ	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>について、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(14)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の 消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式に よっております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
5.(中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び日本銀行への預 け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金で あります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、当該リース契約の締結がなかったことから、「有形固定資産」中のリース資産及び「無形固定資産」中のリース資産の増加及び「その他負債」中のリース債務の増加はありません。また、損益への影響はありません。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,904百万円、延滞債権額は49,813百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は289百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式48百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,260百万円、延滞債権額は54,226百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は333百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式31百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,330百万円、延滞債権額は54,518百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は402百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,002百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,985百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,122百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,943百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,558百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,316百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,567百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,191百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																		
<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は900百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>13,537百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,051百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券36,171百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は982百万円であります。</p>	有価証券	13,537百万円	その他	5百万円	預金	1,051百万円	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、800百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>14,077百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,985百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券39,565百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は796百万円であります。</p>	有価証券	14,077百万円	その他	6百万円	預金	1,985百万円	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、850百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>13,373百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券35,549百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は840百万円であります。</p>	有価証券	13,373百万円	その他	5百万円	預金	1,200百万円
有価証券	13,537百万円																			
その他	5百万円																			
預金	1,051百万円																			
有価証券	14,077百万円																			
その他	6百万円																			
預金	1,985百万円																			
有価証券	13,373百万円																			
その他	5百万円																			
預金	1,200百万円																			

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,691百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,527百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,938百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,790百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、94,279百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが78,516百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,658百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,401百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,054百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,203百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,033百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,531百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 17,943百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,248百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,000百万円であります。	14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,399百万円であります。	14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,970百万円であります。

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																																												
<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額296百万円、株式等償却249百万円、貸出金償却163百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当中間連結会計期間において、当行と株式会社山形しあわせ銀行の合併により、保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>山形県</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>東京都</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>福島県</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>建物</td> <td>山形県</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。</p> <p>3. 睡眠預金払戻損失引当金繰入額は、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額であります。</p>	用途	種類	場所	金額	店舗	土地	山形県	302	店舗	建物	山形県	118	店舗	建物	東京都	8	店舗	建物	福島県	0	事務所	土地	山形県	14	事務所	建物	山形県	36	合計			480	<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,683百万円、株式等償却1,211百万円、貸出金償却466百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当中間連結会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上し、また過年度に係るものとして過年度減損損失を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">過年度減損損失 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>土地</td> <td>新潟県</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>427</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">減損損失 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、過年度減損損失及び当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。</p>	用途	種類	場所	金額	店舗	土地	新潟県	427	合計			427	用途	種類	場所	金額	店舗	土地	山形県	4	遊休	土地	山形県	1	合計			6	<p>1. その他の経常費用には、株式等償却625百万円、貸出金償却405百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当連結会計年度において、当行と株式会社山形しあわせ銀行の合併により、保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>431</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>山形県</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>東京都</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>福島県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>建物</td> <td>山形県</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>674</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。</p> <p>3. 睡眠預金払戻損失引当金繰入額は、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額であります。</p>	用途	種類	場所	金額	店舗	土地	山形県	431	店舗	建物	山形県	182	店舗	建物	東京都	8	店舗	建物	福島県	1	事務所	土地	山形県	14	事務所	建物	山形県	36	合計			674
用途	種類	場所	金額																																																																																											
店舗	土地	山形県	302																																																																																											
店舗	建物	山形県	118																																																																																											
店舗	建物	東京都	8																																																																																											
店舗	建物	福島県	0																																																																																											
事務所	土地	山形県	14																																																																																											
事務所	建物	山形県	36																																																																																											
合計			480																																																																																											
用途	種類	場所	金額																																																																																											
店舗	土地	新潟県	427																																																																																											
合計			427																																																																																											
用途	種類	場所	金額																																																																																											
店舗	土地	山形県	4																																																																																											
遊休	土地	山形県	1																																																																																											
合計			6																																																																																											
用途	種類	場所	金額																																																																																											
店舗	土地	山形県	431																																																																																											
店舗	建物	山形県	182																																																																																											
店舗	建物	東京都	8																																																																																											
店舗	建物	福島県	1																																																																																											
事務所	土地	山形県	14																																																																																											
事務所	建物	山形県	36																																																																																											
合計			674																																																																																											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	63,628			63,628	
第 種優先株式		7,000		7,000	(注)
合 計	63,628	7,000		70,628	
自己株式					
普通株式					
第 種優先株式					
合 計					

(注)発行済株式の第 種優先株式の増加7,000千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月20日 定時株主総会	普通株式	477	7.50	平成19年3月31日	平成19年6月21日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	477	利益剰余金	7.50	平成19年9月30日	平成19年12月5日
	第 種 優先株式	259	利益剰余金	37.06	平成19年9月30日	平成19年12月5日

当中間連結会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	103,333			103,333	
合計	103,333			103,333	
自己株式					
普通株式					
合計					

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	63,628	39,705		103,333	(注)2.
第 種優先株式		7,000	7,000		(注)1.2.
合計	63,628	46,705	7,000	103,333	
自己株式					
普通株式					
第 種優先株式					
合計					

- (注) 1. 発行済株式の第 種優先株式の増加7,000千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。
2. 発行済株式の第 種優先株式の減少7,000千株及び普通株式の増加39,705千株は、優先株主からの取得請求権行使に基づき、第 種優先株式7,000千株の取得と引換えに普通株式39,705千株を交付したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月20日 定時株主総会	普通株式	477	7.50	平成19年3月31日	平成19年6月21日
	第 種優先株式				
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	477	7.50	平成19年9月30日	平成19年12月5日
	第 種優先株式	259	37.06	平成19年9月30日	平成19年12月5日
合計		1,213			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																																																
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成19年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>31,880</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>1,095</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>1,093</td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td>1</td></tr> <tr><td>その他</td><td>171</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>29,517</td></tr> </table>	現金預け金勘定	31,880	当座預け金	1,095	普通預け金	1,093	定期預け金	1	その他	171	現金及び現金同等物	29,517	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成20年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>41,618</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>767</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>721</td></tr> <tr><td>その他</td><td>158</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>39,970</td></tr> </table>	現金預け金勘定	41,618	当座預け金	767	普通預け金	721	その他	158	現金及び現金同等物	39,970	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成20年 3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>31,625</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>1,186</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>395</td></tr> <tr><td>その他</td><td>369</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>29,672</td></tr> </table> <p>2. 当行と株式会社山形しあわせ銀行の合併に伴い、当行が株式会社山形しあわせ銀行より引継いだ資産及び負債の内訳</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成19年 5月 6日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部)</td> <td></td> <td>(負債の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>39,903</td> <td>預金</td> <td>570,329</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>15,000</td> <td>コールマネー</td> <td>1,919</td> </tr> <tr> <td>商品有価証券</td> <td>101</td> <td>借入金</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>114,201</td> <td>外国為替</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>419,055</td> <td>その他負債</td> <td>2,407</td> </tr> <tr> <td>外国為替</td> <td>368</td> <td>退職給付引当金</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>4,312</td> <td>役員退職慰労引当金</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>13,563</td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td>2,047</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,930</td> <td>支払承諾</td> <td>5,694</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>2,903</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払承諾見返</td> <td>5,694</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>9,664</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td>5</td> <td>負債の部合計</td> <td>588,810</td> </tr> <tr> <td>資産の部合計</td> <td>607,364</td> <td>差引正味財産</td> <td>18,554</td> </tr> </tbody> </table>	現金預け金勘定	31,625	当座預け金	1,186	普通預け金	395	その他	369	現金及び現金同等物	29,672	科目	金額	科目	金額	(資産の部)		(負債の部)		現金預け金	39,903	預金	570,329	コールローン	15,000	コールマネー	1,919	商品有価証券	101	借入金	6,000	有価証券	114,201	外国為替	1	貸出金	419,055	その他負債	2,407	外国為替	368	退職給付引当金	257	その他資産	4,312	役員退職慰労引当金	153	有形固定資産	13,563	再評価に係る繰延税金負債	2,047	無形固定資産	1,930	支払承諾	5,694	繰延税金資産	2,903			支払承諾見返	5,694			貸倒引当金	9,664			投資損失引当金	5	負債の部合計	588,810	資産の部合計	607,364	差引正味財産	18,554
現金預け金勘定	31,880																																																																																																	
当座預け金	1,095																																																																																																	
普通預け金	1,093																																																																																																	
定期預け金	1																																																																																																	
その他	171																																																																																																	
現金及び現金同等物	29,517																																																																																																	
現金預け金勘定	41,618																																																																																																	
当座預け金	767																																																																																																	
普通預け金	721																																																																																																	
その他	158																																																																																																	
現金及び現金同等物	39,970																																																																																																	
現金預け金勘定	31,625																																																																																																	
当座預け金	1,186																																																																																																	
普通預け金	395																																																																																																	
その他	369																																																																																																	
現金及び現金同等物	29,672																																																																																																	
科目	金額	科目	金額																																																																																															
(資産の部)		(負債の部)																																																																																																
現金預け金	39,903	預金	570,329																																																																																															
コールローン	15,000	コールマネー	1,919																																																																																															
商品有価証券	101	借入金	6,000																																																																																															
有価証券	114,201	外国為替	1																																																																																															
貸出金	419,055	その他負債	2,407																																																																																															
外国為替	368	退職給付引当金	257																																																																																															
その他資産	4,312	役員退職慰労引当金	153																																																																																															
有形固定資産	13,563	再評価に係る繰延税金負債	2,047																																																																																															
無形固定資産	1,930	支払承諾	5,694																																																																																															
繰延税金資産	2,903																																																																																																	
支払承諾見返	5,694																																																																																																	
貸倒引当金	9,664																																																																																																	
投資損失引当金	5	負債の部合計	588,810																																																																																															
資産の部合計	607,364	差引正味財産	18,554																																																																																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>有形固定資産 2,872百万円 無形固定資産 1,548百万円 合計 4,421百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>有形固定資産 1,002百万円 無形固定資産 476百万円 合計 1,479百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>有形固定資産 1,869百万円 無形固定資産 1,071百万円 合計 2,941百万円</p> <p>(注)重要性の乏しい資産については支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 707百万円 1年超 2,323百万円 合計 3,031百万円</p>	<p>(借手側)</p> <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>当中間連結会計期間において当該リース契約の締結がないため、リース資産の内容及びリース資産の減価償却の方法は記載しておりません。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>有形固定資産 2,127百万円 無形固定資産 1,134百万円 合計 3,262百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>有形固定資産 858百万円 無形固定資産 464百万円 合計 1,322百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>有形固定資産 1,269百万円 無形固定資産 670百万円 合計 1,940百万円</p> <p>(注)重要性の乏しい資産については支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 517百万円 1年超 1,508百万円 合計 2,025百万円</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>有形固定資産 2,736百万円 無形固定資産 1,515百万円 合計 4,251百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>有形固定資産 1,076百万円 無形固定資産 552百万円 合計 1,629百万円</p> <p>年度末残高相当額</p> <p>有形固定資産 1,660百万円 無形固定資産 962百万円 合計 2,622百万円</p> <p>(注)重要性の乏しい資産については支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 671百万円 1年超 2,051百万円 合計 2,722百万円</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 446百万円 減価償却費相当額 388百万円 支払利息相当額 69百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引は重要性が乏しいので記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 324百万円 減価償却費相当額 282百万円 支払利息相当額 48百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引は重要性に乏しいので記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 884百万円 減価償却費相当額 768百万円 支払利息相当額 137百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引は重要性が乏しいので記載は省略しております。</p>

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社及び関連会社株式で時価のあるもの」については該当事項はありません。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債			
社債	8,177	8,224	47
その他	17,072	16,871	201
合計	25,249	25,095	154

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	13,083	11,556	1,527
債券	180,792	174,212	6,579
国債	153,880	147,511	6,368
地方債	842	842	0
社債	26,069	25,859	210
その他	8,384	8,063	321
合計	202,260	193,832	8,428

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式210百万円であります。

また、当該有価証券の減損処理は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き実施しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場国内債券	1,530
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,525
非上場国内債券	7,470
非公募転換社債	409

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債			
社債	7,895	7,987	92
その他	10,643	10,512	130
合計	18,538	18,500	38

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	13,288	9,563	3,725
債券	171,862	170,164	1,698
国債	137,975	136,580	1,395
地方債	1,608	1,598	10
社債	32,278	31,985	293
その他	20,918	19,039	1,878
合計	206,069	198,767	7,302

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,211百万円及びその他113百万円であります。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,760百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,760百万円増加しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場国内債券	730
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,485
非上場国内債券	8,669
非公募転換社債	391
関係会社株式	48

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	218	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債					
地方債					
社債	7,886	8,093	207	220	13
その他	13,613	13,594	18	33	52
合計	21,499	21,688	188	254	65

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	15,352	11,107	4,245	180	4,425
債券	173,024	165,760	7,264	183	7,447
国債	144,797	137,503	7,294	107	7,401
地方債	102	103	0	0	0
社債	28,123	28,153	29	75	45
その他	10,581	9,649	931	1	933
合計	198,957	186,516	12,440	365	12,806

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式615百万円及びその他176百万円であります。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	108,960	791	168

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場国内債券	1,130
その他有価証券	
非上場株式	1,568
非上場国内債券	9,232

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	6,234	55,940	55,844	65,978
国債	2,009	21,328	48,188	65,978
地方債	9	90	3	
社債	4,215	34,521	7,652	
その他	2,001	4,812	9,253	2,618
合計	8,235	60,752	65,097	68,597

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1．満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

2．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1．満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

2．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

前連結会計年度末

1．運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	94	

2．満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,428
その他有価証券	8,428
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	31
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,459
()少数株主持分相当額	35
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	8,494

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,302
その他有価証券	7,302
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	15
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,318
()少数株主持分相当額	14
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	7,332

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,440
その他有価証券	12,440
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	23
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	12,464
()少数株主持分相当額	21
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	12,486

[前△](#) [次△](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	519	3	3
	売建	2	0	0
	買建	36	0	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引 (平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約			
	売建	31	0	0
	買建	38	0	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建資産・負債に係る為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で、また金利関連では金利リスクを回避する目的で利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理もしくは金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約、通貨スワップ、金利スワップ

(ヘッジ対象)

金融資産全般

ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利リスクの低減のため、対象資産・負債の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替変動リスクについては、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

金利リスクについては、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ等を個別契約ごとに特定し、ヘッジの有効性の評価をしております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)及び取引先の債務不履行に係るリスク(信用リスク)を有しています。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規定に準拠しております。

組織体制としては、取引執行を行う部門と事務管理を行う部門を分離し、厳正な執行管理を行うと共に、リスク管理部門においてリスク管理の統括を行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	30		0	0
	買建	73		0	0
	通貨オプション				
	その他				
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で事務委託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で事務委託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で事務委託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	448.80	277.10	267.01
1株当たり中間(当期) 純損失金額()	円	4.57	40.00	55.14

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	35,799	28,813	27,773
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	7,242	179	181
うち少数株主持分	百万円	228	179	181
うち優先株式発行金額	百万円	7,000		
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円	14		
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	28,556	28,634	27,591
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の数	千株	63,628	103,333	103,333

2 1株当たり中間(当期)純損失金額()の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失 金額()				
中間(当期)純損失()	百万円	276	4,133	3,514
普通株主に帰属しない金額	百万円	14		
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円			
うち中間優先配当額	百万円	14		
普通株式に係る中間(当期) 純損失金額()	百万円	290	4,133	3,514
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	63,628	103,333	63,736

3 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 当行は、優先株主からの取得請求権行使に基づき、第 種優先株式の取得及び普通株式の交付を行うことを平成20年3月31日開催の取締役会で決議いたしました。
 - ・取得請求権行使があった優先株式の払込金額の総額 7,000,000,000円
 - ・普通株式の交付価額(第 種優先株式発行要項第1項第5号) 176.3円
 - ・第 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 39,705,048株
2. 平成20年3月31日に、当行が株式会社エス・ワイコンピューターサービスの株式102,000株(議決権割合の51%)を富士通株式会社へ譲渡したため、株式会社エス・ワイコンピューターサービスは持分法適用の関連会社となりました。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 当行と株式会社きらやかホールディングスの合併について
当行は、平成20年10月1日に、株式会社きらやかホールディングスと当行を存続会社として合併いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社きらやかホールディングスは、平成17年10月、株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行により、株式移転の方式をもって設立されました。以後、株式会社きらやかホールディングスは、持株会社としてきらやかフィナンシャルグループを形成、銀行・カード・リース各子会社の経営統合の推進、統合効果の早期実現及びグループガバナンス機能の強化などを推進してまいりましたが、平成19年5月に子銀行(株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行)の合併により当行を設立、その後の業務運営も順調であることから、その役割は所期の目的を達成できたと判断しております。

そのような中、きらやかフィナンシャルグループの更なる経営の迅速化と効率化のため、今後はグループの中核業務を担う当行を中心とした体制へ再編する目的を持って、当行と株式会社きらやかホールディングスは合併いたしました。

合併後は新体制のもと、きらやかフィナンシャルグループの経営計画の達成をより確実なものとし、グループ企業価値の最大化を目指してまいります。

(2) 合併する相手会社の名称

商号	株式会社きらやかホールディングス
----	------------------

(3) 合併の方法、合併後の会社の名称

合併の方法	当行を存続会社とする吸収合併とし、株式会社きらやかホールディングスは消滅いたしました。
合併後の会社の名称	株式会社きらやか銀行

(4) 合併に係る割当ての内容

会社名	株式会社きらやか銀行	株式会社きらやかホールディングス
合併比率	1	1

株式会社きらやかホールディングスの普通株式 1 株に対して、株式会社きらやか銀行の普通株式 1 株を割当て交付いたしました。

株式会社きらやかホールディングスの第 種優先株式 1 株に対して、株式会社きらやか銀行の第 種優先株式 1 株を割当て交付いたしました。

(5) 増加すべき資本・準備金・その他利益剰余金等の額、引き継ぐ資産・負債

(百万円)

増加すべき資本金の額	
増加すべき準備金の額	
増加すべきその他利益剰余金の額	
増加すべきその他資本剰余金の額(注)	56,294
引き継ぐ資産の額	55,520
引き継ぐ負債の額	435

(注) 引き継ぐ資産55,520百万円のうち、54,518百万円は、株式会社きらやかホールディングス保有の当行株式であり、合併時に自己株式となりますが、増加すべきその他資本剰余金を原資に消却いたしました。

(6) 相手会社の主な事業の内容、規模

(平成20年9月30日現在)

事業内容	銀行等子会社の経営管理等
本社所在地	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
設立年月日	平成17年10月3日
代表者	代表取締役社長 栗野 学
資本金	100億円
発行済株式数	136,982千株
純資産	562億円
総資産	687億円
決算日	3月31日
株主構成	きらやか銀行持株会(2.81%) 株式会社みずほコーポレート銀行(2.76%) 日本トラスティサービス信託銀行株式会社(2.35%)

(7) 合併の期日

平成20年10月1日

(8) その他重要な事項

株式会社きらやかホールディングスは平成20年9月25日に上場廃止となりましたが、存続会社である当行が平成20年10月1日に株式会社東京証券取引所第二部へ上場いたしました。

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 当行と株式会社きらやかホールディングスの合併について

当行は、平成20年6月6日開催の取締役会において、監督官庁の認可を前提として、当行と親会社である株式会社きらやかホールディングスが合併し当行を存続会社とすることを承認決議し、合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社きらやかホールディングスは、平成17年10月、株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行により、株式移転の方式をもって設立されました。以後、株式会社きらやかホールディングスは、持株会

社としてきらやかフィナンシャルグループを形成、銀行・カード・リース各子会社の経営統合の推進、統合効果の早期実現及びグループガバナンス機能の強化などを推進してまいりましたが、平成19年5月に子銀行（株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行）の合併により当行を設立、その後の業務運営も順調であることから、その役割は所期の目的を達成できたと判断しております。

そのような中、きらやかフィナンシャルグループの更なる経営の迅速化と効率化のため、今後はグループの中核業務を担う当行を中心とした体制へ再編する目的をもって、当行と株式会社きらやかホールディングスは合併することといたしました。

合併後は新体制のもと、きらやかフィナンシャルグループの経営計画の達成をより確実なものとし、グループ企業価値の最大化をめざしてまいります。

(2) 合併する相手会社の名称

商号	株式会社きらやかホールディングス
----	------------------

(3) 合併の方法、合併後の会社の名称

合併の方法	当行を存続会社とする吸収合併とし、株式会社きらやかホールディングスは解散いたします。
合併後の会社の名称	株式会社きらやか銀行

(4) 合併に係る割当ての内容

会社名	株式会社きらやか銀行	株式会社きらやかホールディングス
合併比率	1	1

(5) 相手会社の主な事業の内容、規模

(平成20年3月31日現在)

事業内容	銀行等子会社の経営管理等
本社所在地	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
設立年月日	平成17年10月3日
代表者	代表取締役社長 澤井 誠介
資本金	100億円
発行済株式数	136,982千株
純資産	569億円
総資産	696億円
決算日	3月31日
株主構成	きらやか銀行持株会(3.30%) 株式会社みずほコーポレート銀行(2.76%) 日本トラスティサービス信託銀行株式会社(2.35%)

(注) 平成20年6月26日付で、代表取締役社長は粟野学へ変更となりました。

(6) 合併の期日

平成20年10月1日(予定)

(7) その他重要な事項

平成20年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年8月25日開催予定の株式会社きらやかホールディングスの臨時株主総会において承認決議後、存続会社である当行が株式会社きらやかホールディングスに代わり、株式会社東京証券取引所への上場申請を予定しております。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	7,074
資金運用収益	6,010
(うち貸出金利息)	5,304
(うち有価証券利息配当金)	650
役務取引等収益	987
その他業務収益	43
その他経常収益	33
経常費用	11,353
資金調達費用	1,033
(うち預金利息)	925
役務取引等費用	428
その他業務費用	188
営業経費	4,381
その他経常費用	5,321
経常損失	4,279
特別利益	33
特別損失	21
税金等調整前四半期純損失	4,267
法人税、住民税及び事業税	14
法人税等調整額	152
法人税等合計	167
少数株主利益	1
四半期純損失	4,436

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

1. その他経常費用には、貸出金償却466百万円、貸倒引当金繰入額3,927百万円、株式等償却1,093百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	31,880	41,618	31,625
コールローン	50,800	20,000	24,000
商品有価証券	15	218	218
金銭の信託	98	-	94
有価証券	1, 8, 14 229,476	1, 8, 14 228,101	1, 8, 14 219,441
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 860,897	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 844,495	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 852,261
外国為替	6 507	6 718	6 465
その他資産	8 8,563	8 12,425	8 9,317
有形固定資産	10, 11, 12 20,895	10, 11 19,789	10, 11, 12 20,536
無形固定資産	3,482	3,046	3,370
繰延税金資産	5,584	4,944	5,103
支払承諾見返	11,586	11,258	11,044
貸倒引当金	19,775	23,854	21,494
投資損失引当金	15	9	20
資産の部合計	1,203,996	1,162,752	1,155,965
負債の部			
預金	8 1,127,029	8 1,093,666	8 1,087,678
譲渡性預金	3,000	4,700	2,200
コールマネー	1,962	103	1,102
借入金	13 12,000	13 12,000	13 12,000
外国為替	20	21	33
その他負債	5,408	4,771	5,347
未払法人税等		66	
その他の負債		4,704	
退職給付引当金	487	3,694	4,719
役員退職慰労引当金	262	234	285
睡眠預金払戻損失引当金	3,192	513	597
再評価に係る繰延税金負債	10 3,261	10 3,037	10 3,212
支払承諾	11,586	11,258	11,044
負債の部合計	1,168,210	1,134,002	1,128,221
純資産の部			
資本金	7,700	7,700	7,700
資本剰余金	21,165	21,165	21,165
資本準備金	5,641	5,641	5,641
その他資本剰余金	15,524	15,524	15,524
利益剰余金	10,882	2,946	6,862
利益準備金	2,058	2,058	2,058
その他利益剰余金	8,823	887	4,803
別途積立金	8,430	3,830	8,430
繰越利益剰余金	393	2,942	3,626
株主資本合計	39,748	31,812	35,728
その他有価証券評価差額金	8,503	7,340	12,498
繰延ヘッジ損益	3	6	16
土地再評価差額金	10 4,545	10 4,272	10 4,530
評価・換算差額等合計	3,961	3,062	7,984
純資産の部合計	35,786	28,749	27,743
負債及び純資産の部合計	1,203,996	1,162,752	1,155,965

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	16,266	13,877	30,588
資金運用収益	10,833	11,945	22,782
(うち貸出金利息)	9,550	10,462	20,204
(うち有価証券利息配当金)	1,139	1,379	2,338
役務取引等収益	1,899	1,736	3,892
その他業務収益	113	104	285
その他経常収益	3,420	90	3,627
経常費用	15,736	17,658	32,631
資金調達費用	1,732	2,048	3,722
(うち預金利息)	1,396	1,818	3,074
役務取引等費用	797	841	1,359
その他業務費用	28	284	260
営業経費	1 9,040	1 8,849	19,357
その他経常費用	2 4,136	2 5,634	2 7,931
経常利益又は経常損失()	530	3,780	2,043
特別利益	192	92	369
固定資産処分益	2	0	12
償却債権取立益	108	76	299
その他の特別利益	81	16	57
特別損失	1,142	472	1,599
固定資産処分損	47	37	81
過年度減損損失	-	3 427	-
減損損失	3 429	3 6	3 622
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	4 655	-	4 655
業務委託契約解除精算金支払	-	-	230
その他の特別損失	9	-	10
税引前中間純損失()	419	4,159	3,273
法人税、住民税及び事業税	19	30	32
法人税等調整額	98	15	333
法人税等合計		14	
中間純損失()	341	4,174	3,640

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	7,700	7,700	7,700
当中間期変動額			
優先株式発行	3,500	-	3,500
資本金から剰余金への振替	3,500	-	3,500
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	7,700	7,700	7,700
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	5,641	5,641	5,641
当中間期変動額			
優先株式発行	3,500	-	3,500
準備金から剰余金への振替	3,500	-	3,500
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	5,641	5,641	5,641
その他資本剰余金			
前期末残高	0	15,524	0
当中間期変動額			
資本金から剰余金への振替	3,500	-	3,500
準備金から剰余金への振替	3,500	-	3,500
合併による増加	8,524	-	8,524
当中間期変動額合計	15,524	-	15,524
当中間期末残高	15,524	15,524	15,524
資本剰余金合計			
前期末残高	5,641	21,165	5,641
当中間期変動額			
優先株式発行	3,500	-	3,500
資本金から剰余金への振替	3,500	-	3,500
準備金から剰余金への振替	-	-	-
合併による増加	8,524	-	8,524
当中間期変動額合計	15,524	-	15,524
当中間期末残高	21,165	21,165	21,165
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	2,033	2,058	2,033
当中間期変動額			
利益準備金の積立	24	-	24
当中間期変動額合計	24	-	24
当中間期末残高	2,058	2,058	2,058

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
その他利益剰余金			
退職給与積立金			
前期末残高	583	-	583
当中間期変動額			
退職給与積立金の取崩	583	-	583
当中間期変動額合計	583	-	583
当中間期末残高	-	-	-
別途積立金			
前期末残高	4,930	8,430	4,930
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	-	4,600	-
別途積立金の積立	3,500	-	3,500
当中間期変動額合計	3,500	4,600	3,500
当中間期末残高	8,430	3,830	8,430
繰越利益剰余金			
前期末残高	6,131	3,626	6,131
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	-	4,600	-
別途積立金の積立	3,500	-	3,500
退職給与積立金の取崩	583	-	583
合併による増加	10,313	-	10,313
利益準備金の積立	24	-	24
剰余金の配当	477	-	1,213
中間純損失()	341	4,174	3,640
土地再評価差額金の取崩	27	258	12
当中間期変動額合計	6,525	683	2,505
当中間期末残高	393	2,942	3,626
利益剰余金合計			
前期末残高	1,414	6,862	1,414
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-
退職給与積立金の取崩	-	-	-
合併による増加	10,313	-	10,313
利益準備金の積立	-	-	-
剰余金の配当	477	-	1,213
中間純損失()	341	4,174	3,640
土地再評価差額金の取崩	27	258	12
当中間期変動額合計	9,467	3,916	5,447
当中間期末残高	10,882	2,946	6,862

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	14,756	35,728	14,756
当中間期変動額			
優先株式発行	7,000	-	7,000
合併による増加	18,837	-	18,837
剰余金の配当	477	-	1,213
中間純損失()	341	4,174	3,640
土地再評価差額金の取崩	27	258	12
当中間期変動額合計	24,991	3,916	20,971
当中間期末残高	39,748	31,812	35,728
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,989	12,498	3,989
当中間期変動額			
合併による増加	3,265	-	3,265
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,248	5,157	5,243
当中間期変動額合計	4,514	5,157	8,509
当中間期末残高	8,503	7,340	12,498
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	-	16	-
当中間期変動額			
合併による増加	0	-	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3	22	16
当中間期変動額合計	3	22	16
当中間期末残高	3	6	16
土地再評価差額金			
前期末残高	1,558	4,530	1,558
当中間期変動額			
合併による増加	2,981	-	2,981
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5	258	10
当中間期変動額合計	2,987	258	2,971
当中間期末残高	4,545	4,272	4,530
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,430	7,984	2,430
当中間期変動額			
合併による増加	283	-	283
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,247	4,921	5,270
当中間期変動額合計	1,531	4,921	5,553
当中間期末残高	3,961	3,062	7,984

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	12,326	27,743	12,326
当中間期変動額			
優先株式発行	7,000	-	7,000
合併による増加	18,554	-	18,554
剰余金の配当	477	-	1,213
中間純損失()	341	4,174	3,640
土地再評価差額金の取崩	27	258	12
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,247	4,921	5,270
当中間期変動額合計	23,460	1,005	15,417
当中間期末残高	35,786	28,749	27,743

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報) 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価格を時価としております。</p> <p>なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,760百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,760百万円増加しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：3年～6年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：3年～6年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：3年～6年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ23百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ45百万円増加しております。</p>

	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>
--	---	---	---

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	減額しており、その金額は16,016百万円であります。	減額しており、その金額は7,292百万円であります。	減額しており、その金額は14,597百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年から13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(3,518百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年から13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(3,518百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>また、役員退職慰労引当金の内規を変更したため、戻入額56百万円を特別利益に計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、役員退職慰労引当金の内規を変更したため、戻入額56百万円を特別利益に計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当中間会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。また、睡眠預金に係る利益計上は、従来、中間会計期間末日に時効が到来した預金残高から、下期における払戻額を除いた差額を下期にその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、睡眠預金払戻損失引当金の計上に伴い、下期における払戻額を含む払戻損失見込額をその他経常費用に計上することになったことにより、当中間会計期間から中間会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法に変更しております。</p> <p>これらにより、従来の方法に比べ経常収益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加し、経常損失が415百万円減少しております。また、特別損失が655百万円増加し、税引前中間純損失は240百万円増加しております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、睡眠預金払戻損失引当金は、中間会計期間末日に時効が到来した預金残高に対応する払戻損失見込額を計上する方法により、睡眠預金に係る利益計上は、中間会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、当中間会計期間末日までに睡眠預金の払戻実績データの収集に係るシステム対応が完了し、預金者への確認手続を経た時効到来預金に対応する払戻実績を合理的に算定することが可能となったことから、当中間会計期間より、預金者への確認手続を経た時効到来預金を利益計上する方法に変更するとともに、これに対応する払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金に計上する方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常収益が3,461百万円減少し、経常費用が2,975百万円減少し、経常損失が486百万円増加しております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が適用されることに伴い、当事業年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。また、睡眠預金に係る利益計上は、従来、中間会計期間末日に時効が到来した預金残高から、下期における払戻額を除いた差額を下期にその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、睡眠預金払戻損失引当金の計上に伴い、下期における払戻額を含む払戻損失見込額をその他経常費用に計上することになったことにより、当事業年度から中間会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法に変更しております。</p> <p>これらにより、従来の方法に比べ経常収益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加し、経常損失が415百万円減少しております。また、特別損失が655百万円増加し、税引前当期純損失は240百万円増加しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。 また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税 (以下、消費税等という。) の会計処理は、税抜方式に よっております。 ただし、有形固定資産に係 る控除対象外消費税等は当 中間会計期間の費用に計上 しております。	同 左	消費税及び地方消費税 (以下、消費税等という。) の会計処理は、税抜方式に よっております。 ただし、有形固定資産に係 る控除対象外消費税等は当 事業年度の費用に計上して おります。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、当該リース契約の締結がなかったことから、「有形固定資産」中のリース資産及び「無形固定資産」中のリース資産の増加及び「その他負債」中のリース債務の増加はありません。また、損益への影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年 7月11日)により改正され、平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「其他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「其他の負債」を内訳表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 65百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,904百万円、延滞債権額は50,262百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は289百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 94百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,260百万円、延滞債権額は54,226百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は333百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 94百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,330百万円、延滞債権額は54,518百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は402百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,451百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,985百万円であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、900百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,122百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,943百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,558百万円であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、800百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,316百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,567百万円であります。</p> <p>なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,191百万円であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、850百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 13,537百万円</p> <p>その他 5百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 1,051百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券36,171百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は982百万円であります。</p>	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 14,077百万円</p> <p>その他 6百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 1,985百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券39,565百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は796百万円であります。</p>	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 13,373百万円</p> <p>その他 5百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 1,200百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券35,549百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は840百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,691百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,527百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,938百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,790百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は94,279百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが78,516百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>6,658百万円</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月11日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>6,203百万円</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>6,531百万円</p>
<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>18,059百万円</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>18,023百万円</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>17,935百万円</p>
<p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>2,054百万円</p>		<p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>2,248百万円</p>
<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。</p>	<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。</p>	<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,000百万円であります。 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 552百万円	14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,399百万円であります。 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 34百万円	14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,970百万円であります。 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 34百万円

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成20年3月31日)																																																																						
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 357百万円 無形固定資産 81百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額490百万円、株式等償却319百万円及び貸出金償却163百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">廃止予定店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>山形県内</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>土地・建物</td> <td>東京都内</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>土地・建物</td> <td>福島県内</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>429</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資産については、売却を予定しているため、減損損失を認識いたしました。</p> <p>営業店舗用については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、廃止予定店舗は、各資産を最小単位としております。本部、地区本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価書に基づいて算定しております。</p> <p>4. 睡眠預金払戻損失引当金繰入額は、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額であります。</p>	用途	種類	場所	金額	廃止予定店舗	土地・建物	山形県内	421	土地・建物	東京都内	8	土地・建物	福島県内	0	計			429	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 350百万円 無形固定資産 423百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,683百万円、株式等償却1,211百万円及び貸出金償却466百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上し、また過年度に係るものとして過年度減損損失を計上しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>過年度減損損失 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>土地</td> <td>新潟県</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>427</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業店舗用については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、過年度減損損失及び当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。</p>	用途	種類	場所	金額	店舗	土地	新潟県	427	合計			427	用途	種類	場所	金額	店舗	土地	山形県	4	遊休	土地	山形県	1	合計			6	<p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,310百万円、株式等償却725百万円及び貸出金償却405百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当事業年度において、株式会社殖産銀行と株式会社山形しあわせ銀行の合併により、保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗</td> <td>土地</td> <td>山形県</td> <td>431</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>山形県</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>東京都</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>建物</td> <td>福島県</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>622</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業店舗用については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。</p> <p>4. 睡眠預金払戻損失引当金繰入額は、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額であります。</p>	用途	種類	場所	金額	店舗	土地	山形県	431	店舗	建物	山形県	182	店舗	建物	東京都	8	店舗	建物	福島県	1	合計			622
用途	種類	場所	金額																																																																					
廃止予定店舗	土地・建物	山形県内	421																																																																					
	土地・建物	東京都内	8																																																																					
	土地・建物	福島県内	0																																																																					
計			429																																																																					
用途	種類	場所	金額																																																																					
店舗	土地	新潟県	427																																																																					
合計			427																																																																					
用途	種類	場所	金額																																																																					
店舗	土地	山形県	4																																																																					
遊休	土地	山形県	1																																																																					
合計			6																																																																					
用途	種類	場所	金額																																																																					
店舗	土地	山形県	431																																																																					
店舗	建物	山形県	182																																																																					
店舗	建物	東京都	8																																																																					
店舗	建物	福島県	1																																																																					
合計			622																																																																					

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当中間会計期間において当該リース契約の締結がないため、リース資産の内容及びリース資産の減価償却の方法は記載しておりません。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,812百万円 無形固定資産 1,548百万円 合計 4,361百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 962百万円 無形固定資産 476百万円 合計 1,439百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,849百万円 無形固定資産 1,071百万円 合計 2,921百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 693百万円 1年超 2,315百万円 合計 3,009百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,060百万円 無形固定資産 1,134百万円 合計 3,195百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 813百万円 無形固定資産 464百万円 合計 1,278百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,246百万円 無形固定資産 670百万円 合計 1,917百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 508百万円 1年超 1,491百万円 合計 2,000百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,644百万円 無形固定資産 1,515百万円 合計 4,159百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,018百万円 無形固定資産 552百万円 合計 1,570百万円 期末残高相当額 有形固定資産 1,625百万円 無形固定資産 962百万円 合計 2,588百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 657百万円 1年超 2,028百万円 合計 2,685百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 - 百万円

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 436百万円 減価償却費相当額 379百万円 支払利息相当額 68百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 312百万円 減価償却費相当額 273百万円 支払利息相当額 46百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 861百万円 減価償却費相当額 749百万円 支払利息相当額 133百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
<p>2. オペレーティング・リース取引は重要性が乏しいので記載は省略しております。</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引は重要性が乏しいので記載は省略しております。</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引は重要性が乏しいので記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。

(1株あたり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 当行は、優先株主からの取得請求権行使に基づき、第 種優先株式の取得及び普通株式の交付を行うことを平成20年3月31日開催の取締役会で決議いたしました。
 - ・取得請求権行使があった優先株式の払込金額の総額 7,000,000,000円
 - ・普通株式の交付価額(第 種優先株式発行要項第1項第5号) 176.3円
 - ・第 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 39,705,048株
2. 平成20年3月31日に、当行が株式会社エス・ワイコンピューターサービスの株式102,000株(議決権割合の51%)を富士通株式会社へ譲渡したため、株式会社エス・ワイコンピューターサービスは持分法適用の関連会社となりました。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 当行と株式会社きらやかホールディングスの合併について
当行は、平成20年10月1日に、株式会社きらやかホールディングスと当行を存続会社として合併いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社きらやかホールディングスは、平成17年10月、株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行により、株式移転の方式をもって設立されました。以後、株式会社きらやかホールディングスは、持株会社としてきらやかフィナンシャルグループを形成、銀行・カード・リース各子会社の経営統合の推進、統合効果の早期実現及びグループガバナンス機能の強化などを推進してまいりましたが、平成19年5月に子銀行(株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行)の合併により当行を設立、その後の業務運営も順調であることから、その役割は所期の目的を達成できたと判断しております。

そのような中、きらやかフィナンシャルグループの更なる経営の迅速化と効率化のため、今後はグループの中核業務を担う当行を中心とした体制へ再編する目的を持って、当行と株式会社きらやかホールディングスは合併いたしました。

合併後は新体制のもと、きらやかフィナンシャルグループの経営計画の達成をより確実なものとし、グ

ループ企業価値の最大化を目指してまいります。

(2) 合併する相手会社の名称

商号	株式会社きらやかホールディングス
----	------------------

(3) 合併の方法、合併後の会社の名称

合併の方法	当行を存続会社とする吸収合併とし、株式会社きらやかホールディングスは消滅いたしました。
合併後の会社の名称	株式会社きらやか銀行

(4) 合併に係る割当ての内容

会社名	株式会社きらやか銀行	株式会社きらやかホールディングス
合併比率	1	1

株式会社きらやかホールディングスの普通株式1株に対して、株式会社きらやか銀行の普通株式1株を割当て交付いたしました。

株式会社きらやかホールディングスの第1種優先株式1株に対して、株式会社きらやか銀行の第1種優先株式1株を割当て交付いたしました。

(5) 増加すべき資本・準備金・その他利益剰余金等の額、引き継ぐ資産・負債

(百万円)

増加すべき資本金の額	
増加すべき準備金の額	
増加すべきその他利益剰余金の額	
増加すべきその他資本剰余金の額(注)	56,294
引き継ぐ資産の額	55,520
引き継ぐ負債の額	435

(注) 引き継ぐ資産55,520百万円のうち、54,518百万円は、株式会社きらやかホールディングス保有の当行株式であり、合併時に自己株式となりますが、増加すべきその他資本剰余金を原資に消却いたしました。

(6) 相手会社の主な事業の内容、規模

(平成20年9月30日現在)

事業内容	銀行等子会社の経営管理等
本社所在地	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
設立年月日	平成17年10月3日
代表者	代表取締役社長 栗野 学
資本金	100億円
発行済株式数	136,982千株
純資産	562億円
総資産	687億円
決算日	3月31日

株主構成	きらやか銀行持株会(2.81%) 株式会社みずほコーポレート銀行(2.76%) 日本トラスティサービス信託銀行株式会社(2.35%)
------	--

(7) 合併の期日

平成20年10月1日

(8) その他重要な事項

株式会社きらやかホールディングスは平成20年9月25日に上場廃止となりましたが、存続会社である当行が平成20年10月1日に株式会社東京証券取引所第二部へ上場いたしました。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 当行と株式会社きらやかホールディングスの合併について

当行は、平成20年6月6日開催の取締役会において、監督官庁の認可を前提として、当行と親会社である株式会社きらやかホールディングスが合併し、当行が存続会社とすることを承認決議し、合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社きらやかホールディングスは、平成17年10月、株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行により、株式移転の方式をもって設立されました。以後、株式会社きらやかホールディングスは、持株会社としてきらやかフィナンシャルグループを形成、銀行・カード・リース各子会社の経営統合の推進、統合効果の早期実現及びグループガバナンス機能の強化などを推進してまいりましたが、平成19年5月に子銀行(株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行)の合併により当行を設立、その後の業務運営も順調であることから、その役割は所期の目的を達成できたと判断しております。

そのような中、きらやかフィナンシャルグループの更なる経営の迅速化と効率化のため、今後はグループの中核業務を担う当行を中心とした体制へ再編する目的をもって、当行と株式会社きらやかホールディングスは合併することいたしました。

合併後は新体制のもと、きらやかフィナンシャルグループの経営計画の達成をより確実なものとし、グループ企業価値の最大化をめざしてまいります。

(2) 合併する相手会社の名称

商号	株式会社きらやかホールディングス
----	------------------

(3) 合併の方法、合併後の会社の名称

合併の方法	当行を存続会社とする吸収合併とし、株式会社きらやかホールディングスは解散します。
合併後の会社の名称	株式会社きらやか銀行

(4) 合併に係る割当ての内容

会社名	株式会社きらやか銀行	株式会社きらやかホールディングス
合併比率	1	1

(5) 相手会社の主な事業の内容、規模

(平成20年3月31日現在)

事業内容	銀行持株会社
本社所在地	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
設立年月日	平成17年10月3日
代表者	代表取締役社長 澤井 誠介
資本金	100億円
発行済株式数	136,982千株
純資産	569億円
総資産	696億円
決算日	3月31日
株主構成	きらやか銀行持株会(3.30%) 株式会社みずほコーポレート銀行(2.76%) 日本トラスティサービス信託銀行株式会社(2.35%)

(注) 平成20年6月26日付で、代表取締役社長は栗野学へ変更となりました。

(6) 合併の期日

平成20年10月1日(予定)

(7) その他重要な事項

平成20年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年8月25日開催予定の株式会社きらやかホールディングスの臨時株主総会において承認決議後、存続会社である当行が株式会社きらやかホールディングスに代わり、株式会社東京証券取引所への上場申請を予定しております。

[前へ](#)

4 【その他】

該当事項はありません

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社きらやか銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 清 吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 和 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していたが、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更している。

また、重要な後発事象に、当中間連結会計期間末日後に行われた優先株式の普通株式への転換に関する事項及び関係会社の異動に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社きらやか銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 清 吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 和 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は睡眠預金払戻損失引当金をより合理的に算定することとしたことに伴い、時効到来預金に係る利益計上の方法を変更している。

また、重要な後発事象に、当中間連結会計期間末日後に行われた親会社との合併に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社きらやか銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 清 吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 和 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第160期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していたが、当中間会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更している。

また、重要な後発事象に、当中間会計期間末日後に行われた優先株式の普通株式への転換に関する事項及び関係会社の異動に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社きらやか銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 清 吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 和 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第161期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は睡眠預金払戻損失引当金をより合理的に算定することとしたことに伴い、時効到来預金に係る利益計上の方法を変更している。

また、重要な後発事象に、当中間会計期間末日後に行われた親会社との合併に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。